

令和 7 年度第 2 回三浦市景観審議会

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 23 日（月） 14 時 55 分から 16 時 45 分まで
- 2 会 場 三浦消防署 4 階会議室
- 3 議 題
 - (1) 景観計画の変更案について
 - (2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定候補案について
- 4 その他
- 5 出席者
 - (1) 委 員
鈴木委員、中津委員、榊原委員、大西委員、渡邊委員、山岡委員
 - (2) 事務局
堀越都市環境部長、中村都市計画課長、羽白開発指導グループリーダー、
岡田主任
 - (3) 傍聴人 0 人
- 6 議題等関係資料
 - 資料 1 ～ 1-2 景観計画の変更案について
 - 資料 2 ～ 2-2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定候補案について
- 7 議事
 - ・定刻前ですが、事務局（堀越部長）から、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。
 - ・出席者が半数（7 名中 6 名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
 - ・傍聴申出はありませんでした。
 - ・本日の議題及びその他のうち、議題（2）につきましては、三浦市景観審議会運営要領第 2 条に基づき、「審議会の会議における議案が個人の権利関係に重大な影響を与え、若しくはそのおそれがあると認めるとき」に該当するものとして、審議会の議決により非公開となりました。

【鈴木会長】

まず、直前に時間の変更をお願いして、大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。それでは、会議の進行を私の方で務めさせていただきます。

本日は、今年度2回目の審議会となります。皆様のご協力を賜りまして、円滑な運営を図って参りますのでよろしくお願いいたします。それでは、早速ですが、議題（1）景観計画の変更案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議題（1）の「景観計画の変更案について」を説明させていただきます。資料1をご覧ください。

1 これまでの取組です。令和7年度第1回景観審議会におきまして、景観重要建造物及び景観需要樹木の指定にあたり、みうら景観資産に認定されていなくても指定候補の選定ができるよう、みうら景観資産と景観重要建造物、景観重要樹木の関連性を示す事項について記載を改めるとして、変更箇所及び変更のイメージを報告しました。

次に、2 本日の審議事項です。景観計画の63ページから69ページについて、事務局で変更案を作成しました。変更の趣旨としては、現在、指定を検討している景観重要建造物及び景観重要樹木について、現行の景観計画では、認定されたみうら景観資産の中から指定候補を選定するとなっていますが、認定されているみうら景観資産のほとんどが「三浦らしい風景」であり、建造物や樹木とは異なっていることから、みうら景観資産と景観重要建造物、景観重要樹木をそれぞれ独立して認定、指定できるようにするものです。

変更内容は、資料1－1「新旧対照表」、資料1－2「変更案（溶け込み版）」のとおりとなります。後ほど、個別に説明いたします。

次に、3 今後の流れです。本日の審議ののち、市都市計画審議会への意見聴取を経て、令和8年度第1回景観審議会において変更に対する意見聴取（諮問、答申）を行い、令和9年1月に景観計画を変更する予定としております。具体的なスケジュールは、下記のとおりとなります。主なものといたしまして、市都市計画審議会には、令和8年5月から10月の間の開催回に意見聴取を行う予定です。また、その結果を踏まえ、令和8年10月から12月の間に令和8年度第1回景観審議会を開催し、意見聴取を予定しています。

続きまして、資料1－1をご覧ください。景観計画の変更案の新旧対照表です。今回の変更箇所について、変更後と変更前の内容をまとめています。この資料に沿って、変更箇所を説明します。

資料1－2をご覧ください。変更案（溶け込み版）です。変更箇所を赤字としていますので、新旧対照表とあわせてご確認ください。また、お手元の紙ファイル、「三浦市景観審議会資料」にある「三浦市景観計画」の63ページから69ページで、変更前の記載をご確認いただけますので、必要に応じてご覧ください。

資料 1－1 にお戻りください。項目ごとに番号を付番していますので、主に新旧の「旧」の欄を中心に順番に説明させていただきます。No. 1 の「旧」の欄をご覧ください。資料 1－2 の変更案では、64 ページです。64 ページは、みうら景観資産の分類を図で説明しています。図のうち、景観軸の記載を改めています。変更前は、「道路や海岸線など景観重要公共施設の候補となる景観軸」と「緑のネットワークなど景観重要公共施設とならない景観軸」の 2 項目となっていたが、景観重要公共施設の記載を削除することから、変更後は一つの項目にまとめ、「国道や県道、緑のネットワークなどの景観軸」としています。

次に、No. 2 です。資料 1－2 の変更案では、同じく 64 ページです。図のうち、景観拠点の歴史文化拠点の記載を改めています。変更前は、「神社仏閣など歴史文化を示す建造物で景観重要建造物の候補となるもの」となっていたが、景観重要建造物の記載を削除しています。

次に、No. 3 です。No. 2 と同様、景観拠点の歴史文化拠点の記載を改めています。変更前は、「景観重要公共施設の候補となるもの」となっていたが、項目そのものを削除しています。

次に、No. 4 です。資料 1－2 の変更案では、同じく 64 ページです。図のうち、景観拠点の自然景観拠点の記載を改めています。変更前は、「地域や地区を代表する大径木（だいいけいぼく）で景観重要樹木の候補となるもの」となっていたが、景観重要樹木の記載を削除しています。

次に、No. 5 です。No. 4 と同様、景観拠点の自然景観拠点の記載を改めています。変更前は、「黒崎の鼻など海岸線の中でも特に景観上優れている部分など景観重要公共施設の候補となるもの」となっていたが、景観重要公共施設の記載を削除しています。

次に、No. 6 です。図の凡例の記載を改めています。変更前は、赤枠は「景観重要公共施設の候補となるもの」、紫枠は「景観重要建造物の候補となるもの」、緑枠は「景観重要樹木の候補となるもの」、青点線枠は「上記以外のみうら景観資産となるもの」となっていたが、図の中のそれぞれの項目を削除したため、凡例が不要となることから、凡例を削除しています。

次に、No. 7 です。資料 1－2 の変更案では、65 ページです。65 ページは、みうら景観資産の認定の方法について記載しています。5. 2. 1 みうら景観資産の認定の方法のうち、本文の記載を改めています。本文の 7 行目、変更前は、「③景観重要建造物・景観重要樹木の指定については、みうら景観資産の認定後、候補を選定し、景観審議会に諮問・答申の上、景観重要建造物・景観重要樹木を指定します」となっていたが、項目そのものを削除しています。

次に、No. 8 です。資料 1－2 の変更案では、同じく 65 ページです。ページ中段の図の記載を改めています。変更前は、左から 2 番目と 3 番目の四角の間に、「みうら景観資

産、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設」との記載がありましたが、項目そのものを削除しています。

次に、No.9です。資料1－2の変更案では、同じく65ページです。ページ下段のみうら景観資産のイメージの写真を改めています。こちらは、令和7年度第1回景観審議会において、景観計画変更の概要をご報告した際、渡邊委員から「東京大学三崎臨海実験所」は既になくなっているとのこと指摘があり、見直しを図ったものです。変更前は、左から「三戸集落 消防団詰所」「道寸祭り～笠懸」「東京大学三崎臨海実験所」となっていますが、変更後は、左から「盗人狩」「チャッキラコ」「三浦海岸大根干し」としています。

次に、No.10です。資料1－2の変更案では、66ページです。66ページは、みうら景観資産の認定のフローを図で説明しています。ページ中段の図の記載を改めています。変更前は、「③景観計画に基づく指定」として、②の後に「景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設（管理者との同意・協議が前提）」との記載がありましたが、項目そのものを削除しています。

次に、No.11です。資料1－2の変更案では、67ページです。67ページは、みうら景観資産の認定後の活用について記載しています。5.2.2 みうら景観資産の認定後の活用のうち、本文の記載を改めています。本文の11行目、変更前は、「三浦市では、認定されたみうら景観資産や、指定された景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設などの様々な地域の景観資源について、市のホームページや広報紙等で確認できる仕組みを整えます」となっていますが、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の記載を削除しています。

次に、No.12です。資料1－2の変更案では、68ページです。68ページは、景観重要建造物の指定の方針について記載しています。5.3 景観重要建造物の指定の方針のうち、（2）候補の選出と指定の流れの記載を改めています。（2）の1行目、変更前は、「指定候補の選定にあたっては、認定されたみうら景観資産の中から、以下の指定の方針に基づき候補を選定します」となっていますが、みうら景観資産の記載を削除しています。

次に、No.13です。資料1－2の変更案では、69ページです。69ページは、景観重要樹木の指定の方針について記載しています。5.4 景観重要樹木の指定の方針のうち、（2）候補の選出と指定の流れの記載を改めています。（2）の1行目、変更前は、「指定候補の選定にあたっては、認定されたみうら景観資産の中から、以下の指定の方針に基づき候補を選定します」となっていますが、景観重要建造物と同様に、みうら景観資産の記載を削除しています。

以上で説明を終わります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等お願いします。

ちょっと前にさかのぼって、ご記憶がない場合もあるかもしれませんが、みうら景観資産を指定しておいて、その中から景観重要建造物とか、景観重要樹木を選定するというような流れを当初考えていたわけですが、景観資産の登録というのが、それほど頻繁にできるということでもなく、なかなか個別の古い建物、例えば、町並みの中の単体の建築物はなかなか資産になってこないところもありますので、それを切り離して、個別にやるということにした場合、景観計画の改訂が必要になるという件です。よろしいでしょうか。

【大西委員】

文言ではありませんが、写真がいくつかあります。盗人狩からチャッキラコ、これは緑の審議会でもだいぶ協議をされたんですけど、一番新しい、今年のチャッキラコの写真を使ってますかね。できれば、三崎小学校の松も、新しい写真を撮って使ったほうがいいと思うんですが。お時間と機会があれば、お願いします。

【事務局】

現状としては、今、載っている写真は最新のものではなくて、過去に撮りためたものの中から使用しています。委員から最新のものとご指摘いただきましたが、現状、変わっていたりということもあると思いますので、景観計画の諮問までの間に新しいものを撮る、もしくはどこかから提供いただいて掲載できるような形で調整したいと思います。

【大西委員】

特にチャッキラコを載せていただいているのだったら、海南神社の方が見栄えがいいとか、海南神社自体は別に出てきますけど、今は海南神社でないところで撮っている写真だと思うんですけど、どちらがチャッキラコとしてメインなのかというのもあるでしょうし、その辺のところをバランスよくやっていただければと思います。

【事務局】

承知しました。調整させていただきます。

【鈴木会長】

それでは、議題1の景観計画の変更について、お認めいただけますでしょうか。写真等の入れ替えについては、逐次行っていくということでよろしくをお願いします。

今後の予定は、都市計画審議会で意見聴取を行い、来年度の10月から12月ぐらいに第1回の景観審議会を行って、ここで諮問、答申を行う流れになりますのでよろしくお願いします。

それでは、続きまして、議題2に移りたいと思います。景観重要建造物及び景観重要樹木の指定候補案について、説明をお願いします。

～ 以下、議題（2）は非公開（三浦市情報公開条例第18条第2号） ～

【鈴木会長】

それでは、議題（2）景観重要建造物及び景観重要樹木の指定候補案については、以上とさせていただいて、その他、今、お話のあった件についての報告をいただきたいと思います。

【事務局】

令和7年度第1回景観審議会では報告事項として取り上げた「（仮称）小網代大橋の計画について」、事務局から報告があります。こちらは、口頭報告のため、配布資料はありません。前方のスクリーンをご覧ください。

令和7年10月27日に開催した令和7年度第1回三浦市景観審議会において、（仮称）小網代大橋の計画に対して委員からいただいた意見・質問について、以下のとおり報告します。

1 三浦市景観審議会への意見照会についてです。前回の景観審議会の終了後、神奈川県と対応を協議しました。その回答として、神奈川県は、三浦市景観条例に明確な手続の規定がないことから、意見照会を行わないというものでした。

三浦市景観条例には、審議会の所掌事務について次のような規定があります。第27条第2項では、「審議会は、市長の諮問に応じ、この条例で規定するもののほか、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するもの」としています。

この規定にある「この条例で規定するもの」とは次のとおりです。（1）景観計画の策定、変更、（2）法第16条第1項又は第2項の規定による届出、（3）みうら景観資産の認定、解除、（4）景観重要建造物又は景観重要樹木の指定、解除、（5）景観形成重点地区の指定、解除、（6）公表の6項目です。

それとは別に、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するものとしています。市長の諮問に当たっては、事業者が発議する場合と市が発議する場合の2通りがあります。

今回、事業者である神奈川県からは、先ほども説明させていただきましたように意見照会を行わない旨、回答がありましたので、事業者が発議するケースには該当しません。市が発議する場合ですが、事業内容から、良好な景観の形成に関する重要事項と判断しうるものの、前回の審議会で意見の聴取は終えていることから、市はあらためて審議会への諮問は行わないと判断しました。

このことから、三浦市景観条例第 27 条第 2 項の規定には該当しないこととなります。

一方で、三浦市景観条例第 27 条第 3 項に「審議会は、良好な景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる」という規定があります。この規定は、審議会発議で市長に意見を述べるができるというものです。前回の審議会で、(仮称) 小網代大橋の計画に対して委員からいただいた意見は、この第 3 項の規定に基づく意見として、神奈川県へ伝えることと整理しています。

次に、2 (仮称) 小網代大橋の計画に対する意見についてです。先ほど、説明させていただきましたとおり、三浦市景観条例第 27 条第 3 項の規定により、委員からいただいた意見は、次のような内容で神奈川県へ伝えました。

(1) 橋の色彩デザインと自然との調和についてです。一つ目として、「緑が多いところで無着色コンクリートにすると、明度の差が多く目立ってしまう。他事例で、着色コンクリートの使用を提案したことがあり、コストアップせず、メンテナンスも不要で、やり方はいろいろある」というものです。こちらは、鈴木会長にいただいた意見です。

二つ目として、「橋桁と柱の色彩が全く一緒になっていて、頑強な構造物で威圧感だけが印象としてある。橋桁と柱の色を変えると軽く見える。地面から上に向かって色をグラデーションにして、自然に溶け込むような配慮をしている事例があり、柱の部分で少し色の工夫をして、いろいろなケースをシミュレートしてみる必要がある」というものです。こちらは、山岡委員にいただいた意見です。

次に、(2) 歩行者への配慮についてです。一つ目として、「自転車と歩行者が混在する自転車歩行者道であり、何らかの措置が必要。どこにでもあるような弁柄色の舗装ではなく、景観に配慮したものにしてほしい」というものです。

二つ目として、「眺望スペースを設置するのであれば、自転車と衝突しない形で、ちょっともたれかかったり、休憩できたり、立ちながらお尻を預けられるような滞留スペースを、高齢者の方への健康的な配慮なども含めて整備してもらいたい」というものです。こちらは、いずれも中津委員にいただいた意見です。

意見の内容に対し、神奈川県からは「今後の事業の参考にする」との回答をいただきました。

続きまして、3 (仮称) 小網代大橋の計画に対する質問についてです。委員からいただいた質問への回答は、次のとおりです。

(1) 自然環境への配慮についてです。一つ目として、「(仮称) 小網代大橋有識者合同ヒアリングとりまとめ」4 ページのデザインコンセプトのうち、「自然」の項目に記載さ

れている「自然環境に最大限配慮し」とは、具体的にどのようなことか」というものです。

二つ目として、「同資料の 11 ページの再生計画などを指しているのだとしたら、自然環境とはもっと広い意味を示すのではないのか」というものです。こちらは、いずれも渡邊委員にいただいた質問です。

神奈川県の回答は、次のとおりです。橋梁の架橋位置は、近郊緑地保全区域に指定されており、様々な動植物が生息・生育しています。デザインコンセプトのうち、「自然」の項目に記載した「自然環境を最大限配慮し」とは、「工事箇所周辺に、重要種（準絶滅危惧種）であるエビネ、キンランなどが確認されたため、それらを保全するために、移植を実施すること」や、「工事により地形改変や森林伐採を伴うため、現在の植生を把握した上で、スダジイなど本来あるべき植生の構成種を植栽し、森林の再生を図ること」です。この再生された森林により、橋梁を覆い隠し、藤ヶ崎半島の自然に溶け込んだ景観を創出することが期待できます。

次に、（２）盛土における環境アセスについてです。「三崎口駅から三崎方面へ進んだところに、切土、盛土とあり、特に盛土について環境アセス的にどうなのか」というものです。こちらは、中津委員にいただいた質問です。

市で確認した内容は、次のとおりです。環境アセスメント（環境影響評価）については、本事業が評価対象の規模（神奈川県環境評価条例：４車線以上又は車道部の幅員 16m 以上、かつ延長 5 km 以上）ではないことから、評価は行っておりません。

以上で説明を終わります。

【鈴木会長】

こちらについて、ご意見、ご質問等あればお願いします。

条例の立て付け上は、第 3 項に「審議会は、良好な景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる」ということで、いわゆる建議権ですよね。審議会として、こういうこともちゃんと議論すべきではないか、ということはいえることになっています。

下のところも確認しますが、この条例で規定するもののほかですから、この 6 つの項目以外のもの、その他のものでも、市長に意見を述べるができる、という理解でよろしいですか。

【事務局】

はい。

【鈴木会長】

神奈川県からすると、今回は審議の対象と明確にとらえられていないので、特に何もしなかったというわけですが、審議会が望んで、かつ市長が審議会に対して諮問をした場合には、この小網代の一連のプロジェクトについて、審議会で審議することができるという理解でよろしいですか。

【事務局】

はい。

【鈴木会長】

前回の意見を神奈川県に伝えたところ、回答がいろいろあったという状況で、これについて、どういう扱いとするのか、皆さんからご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

【渡邊委員】

「参考にさせていただきます」というのは、やらないと同じかなと。京都のほうでは、大体「参考」というのは、「まずやりませんよ」と、体よく断るときの方法ですから。

【中津委員】

いや、それ本当にどうなんですか。その参考にさせていただくというのは、その先何かいろいろ具体的な色彩計画だったりとか、そういうものに関して、こういう意見を聞いたうえでこうしますというものが出てくるわけですか。

【事務局】

今、もう少し進んでいるかと思って、いろいろ聞き取りというか何度も足を運んでいるんですけど、まだ、どうするというのは神奈川県もなくて、合同ヒアリングというものをやって、前回ご報告した内容が神奈川県の考えているところのすべてなのです。それとは違う意見をもらったので、今後、参考としますと、そのままですね、他に考えがあるとかそういうわけではないと聞いています。

【鈴木会長】

段階的には、どういう段階なんですか。いわゆる基本設計とか、概要設計とか言い方がいろいろありますけど。

【事務局】

今、実務としては、神奈川県が用地買収を進めているところです。設計については、ヒアリング結果をこれから具体的に進める段階なのか、ヒアリングをしてるわけですから、ある程度、案はあるのでしょうかけれども、そこから、またいろいろな調整があってどう変わっていくか、具体的にいつこれが終わるというのは聞き取ることができなかった、というより、お答えいただける段階に神奈川県のほうもなかったということです。

【鈴木会長】

多分、実施設計の段階でいろいろ議論しても意味がないので、基本構想の段階で意見を述べておくべきかと思います。

それと、もう一つは、やっぱり橋そのものもそうなんですけど、三崎口のほうから延伸してきたときに、そこの部分の景観をどういうふうに作るのかという、そちらの部分も県の事業ですよ。そこの部分についてあまり説明がなかったように思います。切り盛りが結構、発生するということは、やっぱり土地の区画形質の変更ということになりますから、それについて、ちゃんと議論しなければいけない部分はあると思う。

どのタイミングでやるべきなのかという判断は、お任せしますが、やはり一度、ちゃんと審議会で議論すべきではないかと思いますが、皆さん、いかがでしょう。

前回、橋の部分はありましたけど、そこに至るまで、どういうふうに景観、路線、道路をつくっていくとか、そこら辺の情報は、ほとんどなかったんですよ。

【事務局】

私たち事務局も、ちょっとその情報がまだないんです。動向は、注視していきたいと思っています。

【鈴木会長】

ご意見があれば。いかがでしょうか。

【山岡委員】

今、会長も言われたように、橋の周辺も考えるべきだと思うんですね。このすぐそばの引橋の信号に右折信号があるんですが、あれは橋との絡みがあるのか、それとも、市役所の新設の関連なのか、と思うんですけども、よく理解できていないです。橋周辺も含めて検討すべきだと思います。

【鈴木会長】

橋の検討に関しては、三浦市の方も参加されているということではあると思うのですが、景観に大きな影響を与える公共事業ですので、どこかで一度、ちゃんと審議会で審議をさせていただく機会があるべきではないかと思います。

私からのご提案ではありますけれど、そういう形で発議をさせていただくということではよろしいでしょうか。

【榊原委員】

イメージがちょっとはつきりしていないんでね。なかなか、具体的にどういうことを指摘していいのかわかってちょっとわかりにくいところなんだけど、大体は決まっちゃってから出てくるのが普通で、行政がやっているのはそういうのが多いから。後づけで何かやると、非常に変更とかは難しい形にはなっちゃうと思うんですね。だから、できるだけ早い段階で、三浦市さんが収集した情報を市民の方というか、地域の方に流してあげるような方向を考えていただければいいと思うんですけど。

【鈴木会長】

多分、まだ地元説明とかもやっていないんですよ。その段階ではないんですよ。

【事務局】

最初の、もっと構想レベルのオープンハウスとかをやっています。それから、用地説明会もやっています。

ただ、道路事業の場合は、基本設計をやって実施設計をやって、事業説明会が次に来てしまうかもしれないので、なかなかやわらかい段階で地元の人に意見を聞くという、当然、地権者もそうですし、あと関係する周辺の方とかには個別には調整しているんですけど、神奈川県は事業ですので、神奈川県がどの段階でオープンしていくかというところも掴めていけませんので、確認しないと何ともお答えできないです。

【中津委員】

市として、やっぱり景観的に非常に重要な市民にとっての遺産なので、何か別にまちづくりワークショップみたいなものをやれというわけではないですけど、もっと公表しながら一緒に考えていくようなことができませんか、みたいなちょっと青臭い言い方ではあるんですけど、何かそういう、実は、三浦市はみんな住民がうるさいんですよ、みたいなアプローチを県に打ち続けていただくことは、何かできればお願いしたいと思います。

【事務局】

1 回目から 2 回目の審議会に至るまでに何度も神奈川県に足を運んでいるんですけど、その結果が今回の回答でしたというのが、今の事実です。あらためてご意見を頂きましたので、今日のご意見も含めて、再度、神奈川県には伝えていきたいと思っています。

【鈴木会長】

その他、何かご意見ありますでしょうか。

【渡邊委員】

このタイミングでよろしいのかわからないですが、こちらの資料の 81 ページに河津桜がありまして、その後に、83 ページのところに小松ヶ池公園ということで、以前、私は「一体として考えたほうがいいです」というお話をさせていただいたと思うんです。

小松ヶ池公園の線路沿いの大木が、切られてしまっています。昨日、私のブログに上げさせていただいたんですけれど、小松ヶ池の京急の線路沿いのところに、桜を見る街道みたいなのができて、消防小屋ですかね、そこから少し先に行ったところにあるんです。

あのあたりは、結構昔からハッセメダカがいたり、ヨシノボリとか色々いて、綺麗な小川が流れていたんですけれど、ここ数年、(小松ヶ池の) 水が汚れたりということで、若干カワニナもいなくなってしまうとか、そういう状況なんです。

そこの大木が、ヌマスギ(ラクウショウ)を切る分には構わないと思うんですけれど、昨日行ってみましたところ、それ以外のタイサンボクとかがばつさりと切られています。

この資料を見ますと、先ほどの大径木は 30 センチ以上の直径のものだと思うんですけれど、そういうものがばつさりと切られてしまっていると、線路から相当離れたところにつきましても、切る必要のないところまで切られていまして、これはどういうことなのかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきたいと思ったんです。

そのタイミングはここでいいのか、終わってからがいいのか。ちょっとあまりにも切り方がひどいので、三浦市さんでやられているということでもよろしいでしょうか。

【事務局】

今、渡邊委員ご指摘の小松ヶ池公園のラクウショウ、人工的に、直線的に、目隠し的に当時、小松ヶ池公園整備の時に植えられたのではと思うんですが、実は、これは目隠し的に線路沿いにやっているものですから、大きくなると送電線ですとか、そういうものに影響したり、あと枝が落ちて、京急線の電車の運行に支障が出てるような案件も最近、散見されまして、京浜急行電鉄からきちんとした管理、整理の申し出がありまして、市と京浜急行等と協定を結びまして、工事をさせていただきました。

以前も伐採をさせていただいて、そこはいいんだけど、そのタイサンボク、ここまでなんで切ったのかという話だと思うんです。実は、京急線側に落としたら大変なことになるものですから、かなり公園側に引っ張ったりしながら切るということで、いわゆる作業ヤードとして、一定の面積が必要だったということもありまして、ラクウショウからもう少し線路から離れた辺りに、どうしても作業ヤードを設けなければいけないという事情がありまして、3本程度伐採したという話を私も聞きました。

また、他の方からも、京急線は三浦市にとって大変重要な路線ですので、ラクウショウの伐採はその運行を妨げないためにしょうがないけれど、何で他の木を切ったんだとご意見を頂いております。

それが今日、市長の耳にも入りまして、これまでの経過と今後の対策をどうしていかうかと、都市環境部でも市長を交えて考えていきますという回答させていただきました。

ラクウショウの伐採や作業ヤードについて、初めにこちらで保全活動をしている団体等もいらっしゃいますので、きちんとした説明があればよかったんですけど、その辺が足りなかったということで、保全活動をしている方々も含めまして、利用していただいている方、大切に思っている方々に対して説明の不足があったのかなと、都市環境部長として、大変ご迷惑おかけしましたことをこの場をもってお詫びをさせていただきたいと思います。

【渡邊委員】

私もその会に入っているんですけど、三浦の自然を学ぶ会は、自主管理で小松ヶ池の清掃活動ですとか、そのあたりを毎月やっております、もともと市のほうで線引きをされて地区を割って、まちなみ事業協議会と三浦の自然を学ぶ会で、どこからどこまでが界ですという、そういう決まりになっていたらしいんです。

今回は、全く連絡も頂けずに、私は行けなかったんですけど、別の者が行ってみましたら、もう全部切られてしまって全くない。以前、景観審議会の中でも、「一体として考えないとだめですよ」という話をしていたと思うんですけど、それも全く反故にされているということで、どうしてなのかなと思ひまして、今、話題に出させていただきました。

こちらのヌマスギ（ラクウショウ）自体を切るのはやむを得ないと思うんですけど、切り方があると思うんですね。それで全く関係のない、もうこのあたりとか全然、線路と関係ないんですね。そこまで切ってしまったんです。倒木を切るなら理解できるんですが、この辺りはヨシノボリとか以前いた場所で、昔はモリアオガエルとかもいたんですね。最近、鴨とか渡り鳥も大分減ってきて、ホタルもここ2年間、出ていない。カワニナ自体も少なくなって、そういう状況でここを切られますと、この下の辺りに小さな池があると思うんですけど、その小池の中にも、以前はヨシノボリとかメダカとか、あとはオタマジャクシとかいろいろなものがいたんですね。このあたりには結構、重要な野草とかもありますし、保護しないといけないと思うんですね。レッドデータとかになっているものがかなりありまして、それが崩れると、本当に観光資産とするということもできなくなってしまうと思うんですね。

今回の件というのは、連絡をしなかったということだけではなくて、ちょっと余りにもずさんな対応じゃないかなと思います。

【鈴木会長】

ご指摘ありがとうございます。

景観重要公共施設として、公園内の樹木及び植栽の保全に努めることと明確に書かれていますので、これについては、しっかりと対処していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

若干、時間がオーバーしてしまいましたが、議事としては以上となります。司会を事務局にお返ししたいと思います。

【堀越部長】

会長、大変ありがとうございました。

また、各委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり活発なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。引き続き、事務局から事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

本審議会の令和8年度第1回の開催につきましては、先ほど資料でも触れましたが、今年の10月から12月ごろを予定しております。日程が近くなりましたら、あらためて連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日お手元に配らせていただきました景観計画などが入っているファイルは、持ち帰らず、そのまま残していただければと思います。事務局からは以上です。

【堀越部長】

それでは、これをもちまして、令和7年度第2回三浦市景観審議会を閉会とさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。